

1. 件名:「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談」

2. 日時: 令和2年4月24日(金) 10:00～10:50

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、来住管理官補佐、本多安全審査官、石井係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所

材料試験炉部 課長 他5名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)(以下「原子力機構」という。)から、今後に予定している核燃料物質使用変更許可申請について説明があった。

- 今後、JMTR での照射試験、ホットラボでの照射後試験を行わないことから、JMTR では「核燃料物質の貯蔵」、ホットラボでは「核燃料物質の貯蔵及び払出しのための搬入、搬出作業を行う」のみを使用の目的とするよう変更する。
- 本申請において施設や設備を追加するような変更はない。一方で JMTR では照射試験を行わないことに伴い、JMTR の使用しない設備の記載を許可申請書から削除する変更を行うが、記載を削除する設備の解体撤去に関しては、JMTR の試験炉としての廃止措置の中で行う。
- その他、添付書類の構成を変更する。

(2) 原子力規制庁から、以下の点について伝えた。

- JMTR の設備の解体撤去については、試験炉としての廃止措置の中で行うということだが、その旨を使用変更許可申請書の中で明記すること。
- 添付書類の構成、記載については、原子力機構内又は研究所内での整合及び統一を図ること。

(3) 原子力機構から、承知した旨発言があった。

6. 配布資料

- JMTR及びホットラボの核燃料物質使用変更許可申請書の内容について